（別記様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 計画作成年度 | 令和７年度 |
| 計画主体 | 瀬戸内市 |

瀬戸内市鳥獣被害防止計画

　　　　　＜連絡先＞

　　　　担当部署名 瀬戸内市役所産業建設部産業振興課有害鳥獣対策室

 所在地 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

　　　　電話番号 （0869）24‐7221

 ＦＡＸ番号 （0869）22‐3965

　　　　メールアドレス sangyou@city.setouchi.lg.jp

（注）１　共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には（代表）と記入する。

２　被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | ニホンジカ、イノシシ、ヌートリア、タヌキ、アナグマ、カラス類（ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ､ﾊｼﾎﾞｿｶﾞﾗｽ）、ヒヨドリ、カワウ、カモ |
| 計画期間 | 令和７年度～令和９年度 |
| 対象地域 | 瀬戸内市全域 |

（注）１　計画期間は、３年程度とする。

　　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和４年～令和６年の平均値）

|  |  |
| --- | --- |
| 鳥獣の種類 | 被害の現状 |
| 品　目 | 被害数値 |
| ニホンジカイノシシヌートリアタヌキ・アナグマカラス類（ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ､ﾊｼﾎﾞｿｶﾞﾗｽ)ヒヨドリカワウ、カモ | 水稲、野菜、果樹水稲、野菜、果樹水稲、野菜、果樹水稲、野菜、果樹野菜、果樹野菜、果樹魚介類 | 0.1ha［　　31千円］2.79ha［1,145千円］0.03ha［　 2千円］-ha［ -千円］-ha［ -千円］-ha［ -千円］-ha［3,433千円］ |

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、

水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

|  |
| --- |
| ニホンジカ・イノシシ・ヌートリア・タヌキ・アナグマによる農作物（水稲、野菜、果樹類）への被害が市内全域で見られる。近年は農作物被害だけでなく民家近辺での出没や、車との接触事故といった生活環境被害も発生している。ハシブトガラス・ハシボソガラス・ヒヨドリ・カワウ・カモ等鳥類による野菜・果樹・魚介類への被害も一部地域で見られる。 |

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

　　　２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指標 | 現状値（令和６年度） | 目標値（令和９年度） |
| 被害面積 | 5.12ha | 3.0ha |
| うち　イノシシ | 0.95ha | 0.5ha |
| うち　シカ | 0.30ha | 0.1ha |
| うち　その他獣類 | 3.87ha | 2.5ha |
| 被害金額 | 5,595千円 | 2,000千円 |
| うち　カワウ | 2,400千円 | 1,000千円 |
| うち　イノシシ | 598千円 | 300千円 |
| うち　シカ | 93千円 | 50千円 |
| うち　その他獣類 | 2,504千円 | 1,200千円 |

※ タヌキ、アナグマ、ヒヨドリについては目撃されており、被害拡大につながらないよう努める。

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

　　　２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
| 捕獲等に関する取組 | 瀬戸内市鳥獣被害対策実施隊を編成し、銃器による捕獲、追払い活動及びくくりわな・箱わなによる捕獲駆除活動を実施。捕獲鳥獣に対する捕獲補助金制度を導入している。 | Ｒ７年度から実施隊員が増員されるため、捕獲強化が期待できるが、その分安全性の確保が必要になってくる。実施隊員を対象として、隊員育成のためのマナーアップ講習を開催予定。 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | 市内全域において、個別柵（ワイヤーメッシュ、トタン板、電気柵等）による被害防除に取り組み、防護柵設置に対する助成金制度を導入している。また、単県事業を活用して集落柵を設置し、広域的な被害防止に取り組んでいる。 | 単市の個別柵について、新規設置から８年経過後に再度申請できることとしているが、８年以内に鳥獣に柵が破壊され、修繕を必要とされている方が多くいること。また、集落一体となった広域的な防護柵設置の推進については、集落の意見がまとまらない状況や集落の取りまとめ役に大きな負担がかかっている状況が見受けられる。 |
| 生息環境管理その他の取組 | 専門家を招いた講習会・セミナーを開催し、鳥獣被害対策のための環境整備の啓発を行っている。また、集落として緩衝帯整備、放置果樹除去、鳥獣の潜み場等除去を実施する団体に対して、助成金制度を導入している。 | 集落が一体となって取り組むためには地域住民の理解が不可欠であり、被害地域に限らず、鳥獣被害対策としての環境整備の必要性・重要性を広く啓発する必要がある。 |

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

　　　２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

　　　３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果

樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等につい

て記入する。

（５）今後の取組方針

|  |
| --- |
| 1.適切な防護柵の設置による自己防衛の推進、2.瀬戸内市有害鳥獣被害対策実施隊による駆除捕獲、3.有害鳥獣を寄せ付けない集落環境整備（休耕地の荒廃防止、里山管理及び残渣の撤去等）の推進の３点を対策の基本とし、計画的かつ広域的な鳥獣被害対策に対する補助金の整備及び指導・啓発に取り組む。 |

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

|  |
| --- |
| 瀬戸内市鳥獣被害対策実施隊を機能させ、集落と連携して、環境整備及び自己防衛と複合的に駆除捕獲を行うことで農作物被害を減少させる。ヌートリアの捕獲については、環境大臣・農林水産大臣から特定外来生物法に基づく防除の確認を受け、令和3年4月8日から令和13年3月31日まで、計画的な防除として「箱わな」により捕獲し適切に処分する。 |

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

　　　２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

　　　３　捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | ニホンジカイノシシヌートリアタヌキアナグマカラス類（ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ､ﾊｼﾎﾞｿｶﾞﾗｽ)ヒヨドリカワウカモ | ・狩猟免許取得助成の継続実施・鳥獣の生息状況及び農作物被害状況の調査・把握・実施隊による駆除捕獲の推進・鳥獣被害対策協議会の積極的活用・補助事業等を活用して、自治体等へ貸し出しを行うための捕獲用機材等（箱わな、センサーカメラ等）を導入 |
| 令和８年度 |
| 令和９年度 |

（注）　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

|  |
| --- |
| 　捕獲計画数等の設定の考え方 |
| 岡山県第13次鳥獣保護管理事業計画を踏まえ、近年の捕獲実績を参考に設定する。《ニホンジカ》近年、捕獲数が急増しており、この状況を踏まえて捕獲計画を設定した。捕獲方法は箱わな・くくりわなを用い、通り道周辺に餌を散布してわなへ誘導し捕獲する。《イノシシ》近年、捕獲数が急増しており、この状況を踏まえて捕獲計画を設定した。捕獲方法は箱わな・くくりわなを用い、通り道周辺に餌を散布してわなへ誘導し捕獲する。《ヌートリア》防護柵や網等による被害防止が難しく、また近年の捕獲数増加の状況を踏まえて捕獲計画を設定した。捕獲方法は箱わなを用い、通り道周辺に適宜設置し捕獲する。《タヌキ》防護柵や網等による被害防止が難しく、また近年の捕獲数の状況を踏まえて捕獲計画を設定した。捕獲方法は箱わなを用い、通り道周辺に適宜設置し捕獲する。《アナグマ》防護柵や網等による被害防止が難しく、また近年の捕獲数の状況を踏まえて捕獲計画を設定した。捕獲方法は箱わなを用い、通り道周辺に適宜設置し捕獲する。《カラス類（ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ､ﾊｼﾎﾞｿｶﾞﾗｽ)》網等による被害防止が難しく、また近年の捕獲数増加の状況を踏まえて捕獲計画を設定した。捕獲方法は銃器・箱わなを用い、群集地点等で適宜実施する。《ヒヨドリ・カワウ・カモ》網等による被害防止が難しく、また近年の捕獲数の推移の状況を踏まえて現状の捕獲数を維持する捕獲計画を設定した。※正確な被害数値は把握できていないが被害の実態はある。捕獲方法は銃器を用い、群集地点等で適宜実施する。 |

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 捕獲計画数等 |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ニホンジカ | 375 | 375 | 375 |
| イノシシ | 1650 | 1650 | 1650 |
| ヌートリア | 240 | 240 | 240 |
| タヌキ・アナグマ | 75 | 75 | 75 |
| カラス類（ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ､ﾊｼﾎﾞｿｶﾞﾗｽ) | 525 | 525 | 525 |
| ヒヨドリ | 450 | 450 | 450 |
| カワウ・カモ | 150 | 150 | 150 |

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

|  |
| --- |
| 　捕獲等の取組内容 |
| ・瀬戸内市鳥獣被害対策実施隊を活用し、農作物被害が多発する春から秋期を重点的に、銃器やわなによる駆除を実施するとともに、農業者（農協）からの被害報告及び駆除依頼があれば、通年駆除を実施する。・農業団体（農協、農済等）、瀬戸内市農業委員会の代表等で組織する瀬戸内市鳥獣被害対策協議会において、鳥獣の生息状況及び農作物被害状況について情報共有を行い、効率的な捕獲につなげる。・県下全域で実施されるイノシシ、ニホンジカを対象とした有害獣捕獲強化対策事業（単県）を活用し、近隣市町や関係機関と連携した有害鳥獣捕獲に取り組む。 |

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

　　　２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

|  |
| --- |
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| 該当なし |

（注）　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

（４）許可権限委譲事項

|  |  |
| --- | --- |
| 対象地域 | 対象鳥獣 |
| 該当なし | 該当なし（既に権限委譲済み） |

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）
第４条第３項）。

　　　２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 整備内容 |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ニホンジカイノシシ | 防護柵の設置46㎞　市内全域 | 防護柵の設置46㎞　市内全域 | 防護柵の設置46㎞　市内全域 |

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

　　　２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

|  |  |
| --- | --- |
| 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | 令和８年度 | 令和９年度 |
| ニホンジカイノシシ | ・防護柵設置事業補助金申請者に対する事前・事後指導等、効果的な防護柵設置のための支援・集落として集落柵の維持管理に取り組む団体に対して、助成金制度を導入し、適切な維持管理のための支援 |

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記

　　　入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
| 令和７年度 | ニホンジカイノシシヌートリアタヌキアナグマカラス類（ﾊｼﾌﾞﾄｶﾞﾗｽ､ﾊｼﾎﾞｿｶﾞﾗｽ)他 | ・鳥獣害対策セミナー実施による住民の被害対策に関する知識及び技術向上のための支援・集落の要請に応じた出張講座の実施等、広域的な被害対策の推進・緩衝帯整備、放置果樹除去、鳥獣の潜み場等除去に対して、助成金制度を導入し、効果的な環境整備のための支援 |
| 令和８年度 |
| 令和９年度 |

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関等の名称 | 役割 |
| 瀬戸内警察署 | 住民の生命の安全確保に関すること |
| 瀬戸内市 | 対処全般に関すること |
| 瀬戸内市鳥獣被害対策実施隊 | 対象鳥獣の捕獲に関すること |
| 各町内会 | 住民への周知に関すること |

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制

|  |
| --- |
| 瀬戸内市→（各町内会）→住民　↘瀬戸内市鳥獣被害対策実施隊 |

（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

|  |
| --- |
| 市内処理施設での焼却を基本とし、困難な場合は捕獲現場での埋設を行う。令和７年度からは、新規に冷凍施設を設置し、切断無しでの成獣個体の受付を可能にし、実施隊員の処理負担軽減を図る。 |

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

|  |  |
| --- | --- |
| 食品 | 　捕獲等をした鳥獣の利用については、優良事例の収集、関係機関との情報共有を図りながら、処理加工施設の整備と合わせて、有効活用の手法を検討していく。 |
| ペットフード |
| 皮革 |
| その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等） |

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

|  |
| --- |
| 処理加工施設設置については、個体の一定数確保、狩猟者に対する適切な止め刺し・解体方法の教授及び統一、衛生管理等の面から総合的に検討していく。 |

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

|  |
| --- |
| 　優良事例の収集、関係機関との情報共有を図りながら、必要な技術、知識の普及啓発に取り組み、人材の確保・育成に努める。 |

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 協議会の名称 | 瀬戸内市鳥獣被害防止対策協議会 |
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 瀬戸内市瀬戸内市鳥獣被害対策実施隊瀬戸内市農業委員会岡山市農業協同組合岡山県農業共済組合 | 鳥獣被害・生息状況の把握及び対策方法の検討、捕獲従事者の育成、研修会の開催等 |

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 関係機関の名称 | 役割 |
| 岡山県鳥獣害対策室岡山県備前県民局　　　農林水産事業部 | 　有害鳥獣関連情報の提供、被害防止技術の提供、その他必要な援助を行う。 |

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

　　　２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

　　　３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

|  |
| --- |
| 対象鳥獣捕獲員及び市職員から構成。 |

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

　　　２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

|  |
| --- |
| ・住民からの被害報告を素早く受け、関係機関へ情報提供し、適切な対策が実施できる体制整備に努める。・狩猟免許新規取得助成事業及び講習会・広報活動の展開による捕獲体制の強化と担い手育成に取り組む。 |

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

１０．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

|  |
| --- |
| ・被害防止の方法を地域に周知し、耕作放棄地の解消や里山管理など地域の問題として地域が主体となって対策に取り組む意識改革を促す必要がある。・鳥獣被害の広域化に対処するため、近接市町や関係機関との一層の連携を図る必要がある。 |

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

１１．その他

|  |
| --- |
| ・平成２２年１１月１０日　策定・平成２５年　４月　１日　更新・平成２８年　４月　１日　更新・平成３１年　４月　１日　更新・令和 元 年１２月　２日　更新・令和 ２ 年　６月１９日　更新・令和 ３ 年　３月　８日　更新・令和 ４ 年　４月　１日　更新・令和 ５ 年　１月２４日　更新・令和 ７ 年　４月　１日　更新 |